

第32回豊島廃棄物処理協議会

日時：平成26年1月26日（日）13:00～14:20

場所：ホテルパールガーデン 讃岐（B）

I 出席協議会員（16名）

①学識経験者

（会長）岡市友利、（会長代理）植田和弘

②申請人らの代表者

大川真郎、石田正也、中地重晴、○山本彰治、濱中幸三、安岐正三、石井亨

③香川県の担当職員等

田代健、工代祐司、羽白淳、国分伸二、大森利春、○木村士郎、三好謙一

※○印は議事録署名人

II 傍聴者

①豊島3自治会関係者 約10名

②公害等調整委員会審査官 矢崎豊

③報道関係 5社（四国新聞、読売新聞、朝日新聞、毎日新聞、共同通信）

III 議事

司会から、次の報告があった。

- ・公害等調整委員会から矢崎審査官の出席

岡市会長挨拶（要旨）

- ・昨年8月27日に豊島住民会議議長であった児島晴敏氏がお亡くなりになった。故人に哀悼の意を表し、黙祷を捧げてご冥福をお祈りしたい。（全員黙祷）
- ・豊島廃棄物等処理事業は、調停条項に従い、共創の理念に基づき、関係者の理解と協力のもと進められているので、今後ともよろしくお祈りしたい。
- ・現在、処分地西側で多くのドラム缶が掘り出され、また台風による大雨で処分地が水浸しになるなど、多くの課題が存在している。
- ・これらの課題を解決し、調停条項の期限までに処理を完了させたいと考えているので、協議会の皆様方におかれても、率直、かつ、活発に意見交換を行い、双方の信頼関係をより一層深めていただき、今後とも皆様方のお互いの話し合いを通じた協力関係で処理を進めていきたい。

議題

（1）協議会の運営について

- ・議事録署名人に、山本協議会員、木村協議会員を指名し、了承を得た。
- ・本日の議題に非公開とすべき内容はないため公開とした。

(2) 豊島廃棄物等処理事業の実施状況等について

① 豊島廃棄物等処理事業の実施状況

○ 県側

- ・ 豊島廃棄物等処理事業については、平成15年度から処理を開始しており、当初は5万トン台の処理であったが、各種処理量アップ対策等を含め、平成20年度は6万トン、平成21年度は7万トン、平成22年度は7万5千トンと着実に処理量を伸ばしてきた。平成23年度及び平成24年度についても、コンスタントに7万トンを越えて処理できている。
- ・ 直下汚染土壌の処理については、平成24年度から処理を開始し、その計画量6千トンに対して、昨年度の実績は647トンであった。今年度4月から12月にかけては、計画量7,500トンに対して3,579トン処理し、処理開始後これまでに4,226トンの汚染土壌を処理してきた。
- ・ 平成25年度の月別の処理実績であるが、4月から6月までは計画どおりに7千トン前後の処理ができ、この結果、4月から12月までの小計は60,629トンとなっている。溶融炉の処理計画に対する処理率は103.8%、キルン炉の処理率は83.2%であり、溶融炉とキルン炉の処理量を合計した処理率は102.8%で、計画量を2.8%上回っている。
- ・ 直下汚染土壌については、4月、5月にそれぞれ1,948トン、1,292トン処理し、11月から掘削等を再開する予定であったが、台風による冠水の影響で掘削が遅れており、前回の積み残し分339トンを11月に搬出し、処理したところである。その結果、今年度はトータルで3,579トン処理している。
- ・ 副成物について、鉄及び銅は、それぞれ発生、販売ともに順調である。アルミについては、豊島廃棄物等管理委員会等で報告しているが、7月から再選別装置を導入し、アルミ屑を再選別してアルミの純度を上げて11月から販売を開始している。12月までに771.6トンを再選別し、21.3トンが販売できた。
- ・ 溶融スラグも、公共工事等のコンクリート骨材として順調に販売できている。
- ・ 粗大スラグと仮置き土については、三菱マテリアル(株)九州工場へ海上輸送して、有効利用を図っているところである。
- ・ 今年度の豊島、直島の見学者は、それぞれ1,642名、1,400名のトータルで3,042名となっている。これで、処理開始以来68,558名が見学したこととなる。なお、豊島側の見学者は昨年度よりも132名多いが、一方で、直島側の見学者数はここ数年減少傾向であり、昨年同時期と比較すると329名少なく、豊島側と比較してもトータルで200名余少ない状況となっている。今後、直島側の見学者が増えるよう対策を考えていきたいと思っている。

② 豊島処分地の掘削状況

○ 県側

- ・ 前回の処理協議会以降の掘削状況であるが、8月から12月末にかけて、北海岸側EからH測線の1、2測線辺りをTP10.5mから6mに下げている。また、南側の通路であるE、F測線の4、5測線辺りをTP7mから5.5m、あるいは

は岩盤まで掘削を進めている。

- ・また、BからD測線の2、3測線のあたりの掘削も進めており、TP 6 mから9 mあった廃棄物等を、TP 5.5 mあるいは岩盤まで掘削した。特にBからC測線にかけては岩盤あるいはTP 2 mまで深く掘っているところである。
- ・今年1月の掘削作業計画では、中間処理施設の定期修繕が1月にあったことから、この期間を利用して、混合面、シュレッダーダストと土壌を混合して均質化物を作っているところであるが、その混合面の移設作業を進めている。E 3 辺りにあった混合面を、D、E測線の2、3測線辺りへ、少し西側に混合面を移設した。
- ・また、先述したC 3 地点北側の底面掘削については、後ほど説明するが、現在、地下水位が高く、溜まり水もできているので、一時中断している。その代わりに第1工区のFからH測線の4、5測線辺り、台風による冠水で汚染土壌の底面掘削が遅れていたところであるが、冠水状態がほぼ解消されたので、先週からこのあたりの廃棄物の底面掘削を開始したところである。
- ・続いて、来月2月から3月までの掘削作業計画は、引き続き処分地南側のEからH測線までの4、5測線辺りの底面掘削を行い、掘削完了部から順次、直下土壌の掘削完了判定調査を実施し、最終的に外周道路を設置したいと考えている。また、G、H測線の1測線から4測線にかけては、シュレッダーダストを確保する目的で現在のTP 5.5 mから6 mある廃棄物を、底面近くまで、残り50 cm分を残す予備掘削の状態まで掘削を進めたい。なお、B、C測線の2、3測線辺りについては、地下水位が若干低下しつつあるが、その地下水位が低下後、底面掘削を再開したいと考えている。

(3) D測線西側で掘削されたドラム缶について

○県側

- ・D測線西側については、現在、底面掘削を進めているところであるが、TP 1 mから5 m付近でドラム缶が多数掘り出されている。これまで9月12日から12月10日にかけて、約690本のドラム缶が掘り出され、そのうち273本に内容物が存在していた。
- ・9月12日から12月10日までにトータルで690本掘り出されており、その後も12月12日、13日に47本、うち内容物が存在したものが12本、また、12月24日にもドラム缶が掘り出されているが、この24日分については、現在本数を確認中である。よって、トータルでは約750本のドラム缶が掘り出されており、このうち内容物のあったドラム缶については、二重ドラム缶に詰め、特殊前処理物処理施設及び北海岸運搬路で保管した上で、順次内容物の分析を行っているところである。
- ・その分析結果、ドラム缶の内容物の性状についてである。試料採取時に目視で確認できたものは、低粘度の液体のものが32本、高粘度の液体のものが15本、ペースト、粘土、泥状のものが151本、固形状のものが75本となっている。ペースト、粘土、泥状、固形状のもの、つまり固体のものが約80%以上を占めている。

- ・次に、VOCs及び1,4-ジオキサンの検査結果である。一部でベンゼンが280mg/L、ジクロロメタンが4,500mg/L、トリクロロエチレンが260mg/L検出されたものがあるが、いずれも、それほど高濃度のものではないと判断され、地下水汚染の原因と考えるのは、少し難しいという状況である。
- ・その後も、県で検査を続けているが、地下水汚染の原因と考えられるほどの高濃度ものは、現在のところ特に出していない。
- ・この結果を見て、豊島処分地排水・地下水等対策検討会の中杉座長からは、内容物の検査についてはこの程度にとどめ、掘り出されたものが問題であるので、今後は、ドラム缶の処理に向けて、油分の種類であるとか、中間処理施設において問題なく溶融処理できるのかどうかなど、処理方法の検討のための検査を進めるようにとご意見をいただいたので、今後は、中間処理施設で溶融処理できるかどうかという観点で検査を進めたいと考えている。

○住民側

- ・2点質問がある。1点目は、内容物を分析した結果をまとめた表中に、ジクロロメタンは0.4、四塩化炭素も0.4、1,4-ジオキサンは0.5と記載があるが、これは検出限界、定量下限値と考えてよいか。
- ・また、中杉座長からVOCs及び1,4-ジオキサンすべてを調べるのではなく、直島の溶融炉で処理可能か否かという観点で調べるようにと言われたことである。12月14日開催の排水・地下水等対策検討会で使用した資料そのままということであるが、その時点で検査中であったものについて、現時点でどれぐらいの検体の検査が済み、検査方法を変更するドラム缶がどれぐらいあるかということ把握しているのか。

○県側

- ・最初の質問については、そのとおりである。
- ・2点目の質問に対しては、12月14日に開催した排水・地下水等対策検討会において、県で引き続き検査を進めると説明しており、その後、62本の検査を実施し、合計101本の検査が終了している。それらについても、先ほど説明したとおり、それほど高濃度ものはなかったという状況である。
- ・処理方法の検討とは、ドラム缶内に油の成分があって、それがどのような油なのか、重油なのか、軽油系なのか、灯油系なのか、またガソリン系なのか、それらを溶融処理したときに問題なく処理できるのかどうかという観点で調べることである。それは、現在までもしてきたし、これからも特殊ドラム缶を含めて検討していくということである。

○住民側

- ・排水・地下水等対策検討会では、県からは可能な限り早期に検査を済ませるとの説明であった。途中で指示が変わったということは、私たちには全然連絡がなかったもので、それはいかがなものかと思う。勝手に検査方法を変更して検査してもらっては困る。排水・地下水等対策検討会で決められたとおりに検査し、変更する場合は、変更する前に私たちに連絡すべきではないか。

○県側

- ・現在までに検査したのが、説明した101本である。先週、地下水浄化対策として施工する揚水井掘削等工事の施工監理業者の選定委員会を開催した際に、中杉座長からご意見いただいたので、この後、豊島住民の皆様方にそのようなお話があったことをお伝えさせていただくということである。

○住民側

- ・豊島事業は、管理委員会や排水・地下水等対策検討会で決まったことを実行することとなっているので、中杉座長からの指示というのはそうかもしれないが、本来であれば、持ち回りで管理委員会や排水・地下水等対策検討会を開いて、委員に確認を取った上で、変更しなければならなかったのではないかと思う。そのことを確認したかっただけである。

○県側

- ・中杉座長がそのようなご意見をお持ちだったということを今回皆様方にお話しさせていただき、当然、検査にもコストがかかっているので、そのことをご理解いただきたい。ご理解いただけるのであれば、排水・地下水等対策検討会及び管理委員会の委員に、中杉座長からこのようなご意見があったので、県としてはこうしたいということをご了解いただいた後に、検査方法を変更したいと思う。

○住民側

- ・そのやり取りについて、文書でいただけないか。きちんと文書に残しておかないと、委員がどのように了解したのかが分からない。

○県側

- ・それは、豊島住民の皆様方への文書ということか。それとも、委員にお諮りする文書でも構わないか。

○住民側

- ・それがかまわない。

○県側

- ・了解した。

○岡市会長

- ・それでは、県には、よろしく願います。ドラム缶が後から後から掘り出されていることから、豊島問題の一番最後、まさに胸突き八丁のところに差しかかっているという思いがしているので、皆様方のご協力をよろしく願いたい。
- ・県は十分に調査をして、その情報を豊島住民にも伝えたい。

(4) D測線西側及び西海岸側の地下水揚水浄化対策について

○県側

- ・D測線西側のC2及びC3付近で2箇所、西海岸側の観測井A3及びB5で2箇所の計4箇所について、今年度内に揚水井を設置し、高度排水処理施設における連続揚水処理を開始するとともに、揚水によるその後の水質変化を把握しながら、必要な地下水汚染対策を検討したいと考えている。
- ・まず、揚水井の設置位置であるが、西海岸側においては、観測井A3及びB5におけるこれまでの地下水調査の結果から、地下水の流れは、北から南に流れてい

るということで、ここで地下水を揚水しても廃棄物等が残っている区域からの汚染の拡大を招く恐れがなく、昨年5月に地下水揚水調査を実施した結果、連続揚水に伴う汚染物質濃度の低下が見られなかったことなどから、この観測井と同じ位置に揚水井を設置することとし、すでに掘削を終えて、今後は、高度排水処理施設までの導水管を敷設する予定である。

- ・一方、D測線西側、C2及びC3付近では、VOCs土壤ガス調査を行った結果、濃度分布を求めて高濃度汚染の中心地点を絞り込んで、揚水井を設置する計画であった。しかし、後ほど説明するが、掘削に伴い水たまりができていていることなどから、VOCs土壤ガス調査には至っていない。
- ・当初計画していたD測線西側のVOCs土壤ガス調査予定実施区域において、3測線を境に北側はTP1.5m、南側はTP2.0mとして均し掘削を行い、47区画で土壤ガス調査を行うこととしていた。3測線より南側は概ね予定どおり掘削できたが、北側は掘削に伴い水が出ており、現在のところ掘削の作業は休止している。
- ・ちなみに当初考えていた揚水井の設置手順は、①ならし掘削、土壤ガス調査、②高濃度汚染の中心地点の絞り込み、③井戸掘削時における調査、④設置、揚水浄化開始、であった。
- ・設置する揚水井の概要であるが、揚水井の掘削工事は入札により高松市に本社がある青葉工業株式会社と請負契約を締結しており、すでに工事に着手し、西海岸側のA3及びB5の揚水井はすでに掘削を終え、今後、高度排水処理施設への導水管の敷設を予定している状況である。
- ・A3及びB5の揚水井の概要であるが、いずれの井戸も掘削口径は146mm、井戸の口径は100mmである。A3については、管底はTP-1m、深さ11m、ストレーナ区間がTP-1m～7m、計画揚水量は日量0.5m³と見込んでいる。B5については、管底がTP-3m、深さが12m、ストレーナ区間がTP-3m～1m、計画揚水量は日量0.05m³と見込んでいる。
- ・なお、D測線西側のC2及びC3付近の揚水井については、3測線より北側は掘削に伴い水が出てくる状況であるので、VOCs土壤ガス調査が進んでいないこともあり、この水の対策や設置位置を決定する方法や工法も含めて、排水・地下水等対策検討会の中杉座長ほか、管理委員会の委員とも相談しながら、現在対応を検討しているところである。
- ・次に、工事の施工監理について、地下水揚水浄化対策を計画的、かつ、効果的に推進するため、D測線西側の工事の施工に当たり、専門的な知見を有する事業者施工監理業務を委託することとした。
- ・まず、施工監理業務の内容であるが、地下水浄化対策を効果的に行うためには、高濃度汚染地点を絞り込んで適切な構造の揚水井を設置するとともに、その設置に当たって必要な情報を収集し、それらをもとに揚水計画を作成することとなる。さらに今後、掘削完了する区域についても、地下水浄化の仕様を決定するための基礎的な情報データを確認・解析し、かつ、工事に伴う二次的な汚染の拡大を防止するために必要な施工方法や留意点について整理するなど、業務全体を整理し

つつ、県及び関係者への技術的支援を行うものとしている。

- ・主な業務内容は、①事業全体を計画的、効果的に実施するための施工監理、②揚水井の設置位置の検討（高濃度汚染の中心地点の推定）に当たっての技術的支援、③揚水井設置の際の情報収集（地下水と土壌の汚染状況、透水係数、空隙率等の解析）、④揚水計画の作成（浄化実施区域の検討、各揚水井毎の揚水量調整など）に当たっての技術的支援である。
- ・次に、事業者選定に当たっての要件であるが、先述したとおり、事業者には専門的な知見が求められるので、その選定要件を整理した。
- ・事業者に求める要件としては、①地下水浄化の専門的な知見を有していること、②地下水の浄化を効果的に行うため、土壌完了判定調査結果及び地下水調査結果等から、高濃度地下水汚染の中心地点を適切に推定するための技術的な知見を有していること、③汚染を拡大させることなく、揚水井を適切に設置するための技術的な知見を有していること、④揚水井の設置の際には、地下水と土壌の汚染状況、透水係数、空隙率等について、効果的な対策の検討に必要な情報を収集できることである。
- ・具体的な業務執行体制であるが、施工監理を統括する管理技術者を1名、施工監理に従事する担当技術者1名を配置することとしている。管理技術者については、技術士法に定める技術士、土壌汚染対策法に定める土壌汚染調査技術管理者の資格を有する者で、国又は地方公共団体が発注した地下水浄化に関する業務について、10年以上の経験を有して、総括の職務に当たる能力のある者とした。また、担当技術者については、土壌汚染対策法に定める土壌汚染調査技術管理者であって、現地に常駐し専任できる者で、国又は地方自治体が発注した地下水浄化に関する業務の経験があつて、現地管理者としての確かな判断ができる能力を有する者を配置することとした。
- ・このような要件を示して公募を行い、先日1月20日に排水・地下水等対策検討会委員である中杉座長、岡市委員、河原委員の3名による事業者選定委員会を開催した。事業者から業務提案の説明を受け、それぞれヒアリングを行った上で、この委員会において業務を的確に遂行できると判断されたので、東京都に本社を置く国際環境ソリューションズ株式会社と近く業務委託契約を締結する準備を進めているところである。
- ・次に、現在の課題についてである。D測線西側で、3測線より北側の範囲において底面掘削を進めていたが、11月27日にC3西側の岩盤近くの区域をTP1m程度まで掘削したところ、周辺から水がしみ出してきて、翌日には一帯が水たまりとなってしまった。
- ・その後、溜まり水をポンプで吸引し、高度排水処理施設へ直接送水して処理を行っていたが、若干水位は下がったものの、依然として同じ範囲に水が溜まったままの状態である。
- ・また、3測線より北側では、水が溜まっていない区域でTP1.5m前後まで掘削を進めているが、まだ一部地中にドラム缶や汚泥等が埋まっているところが散見される。しかし、TP約1.4m以下では、掘削に伴って水が出てくる状態で

あり、VOCs 土壌ガス調査による高濃度汚染の中心地点の絞り込みが難しくなっていることから、今年度中に掘削する計画である揚水井に関して、計画の見直しなど今後の対応を検討しているところである。

○住民側

- ・処分地にある7つのすべての水溜まりに関して、色の違うものもあるが、ポンプアップして高度排水処理施設に送水し、処理しているような説明であった。水質的には調査等されていないのか。

○岡市会長

- ・この水は、このまま高度排水処理施設へ移すことはできるのか。

○県側

- ・一部、油分が高いものもあるので、現在のところ、高度排水処理施設への送水は休止している。そのあたりも含めて、次回2月11日の排水・地下水等対策検討会でその対策についても説明させていただき、ご審議いただこうと、詳細を検討中である。

○住民側

- ・処分地の水位は、8月末から雨がたくさん降ったので、一時はTP2mで管理していたが、その後、徐々に水位を低くし、現在はTP0mで管理している。ところが、C3付近の水位は変わらない。ということは、水位系が別系統ではないか。また、C3南側の水位も高い。いったい処分地の地下水の状態について、見えるところは分かるが、見えないところの地下水の流れが、以前何度か行ったシュミレーションどおりになっていない。このようなことは何度もあったが、廃棄物がだいぶなくなってきた現状において、C3の水が一番悪い。次いで、北海岸の道路下の水、その次に、貯留トレンチの水が悪い。今後、貯留トレンチの水を処理するために活性炭処理装置を利用して浄化するようだが、この活性炭処理装置と従来の高度排水処理施設と凝集膜分離装置、その他C3の水の水質が問題とのことで、何とか油分を除いて高度排水処理施設に持って行けるように考えていると聞いている。
- ・個人的には北海岸の水位を下げたら、連動して水位に動きがあるのではないかと考えたが、動きがないということはたいへんな問題であり、これから非常に難しいなと考えている。だから、揚水井の設置位置にしてもC2付近、あるいはC3付近に揚水井を掘ることとなっても、非常に難しくなってくるなど感じている。

○岡市会長

- ・まさにそのとおりだと思う。今、豊島住民側から発言のあった問題は、しばらく続いていくような気がする。

(5) 汚染土壌のセメント原料化処理について

○県側

- ・汚染土壌の処理については、昨年3月23日に第1回目の搬出をして以降、昨年5月18日までに計6回の搬出を行い、当面の汚染土壌約3,900トンの処理を終えたところである。その後、より効率的、かつ、安全な搬送を行うために、

汚染土壌を掘削後、積替え施設の仮設テント内に一時保管した後、ベルトコンベアで船積みすることとし、関連の工事を行っていたが、一連の工事が昨年10月末に完了したので、5月までの積み残し分である約339トンを、11月3日に管理委員会の鈴木委員にお立会いいただき、搬出した。現在のところ、累計で4,200トン余りの処理が終了している。

- ・11月3日以降の汚染土壌については、先述したように処分地の冠水の影響で搬出できていないが、処分地南側の排水を進めた結果、冠水がほぼ解消できたことから、先週11月21日から処分地南側の掘削を再開した。
- ・今後、廃棄物層を掘削・除去し、直下土壌の完了判定調査を行い、基準をオーバーしたものについて順次搬出していく予定である。
- ・昨年11月3日のベルトコンベアを使った汚染土壌の搬出状況の写真を掲載している。まず、仮設テント内の汚染土壌をホイロローダーでホッパーに投入し、そこから約130mのベルトコンベアをつないでいるが、専用栈橋西側沿いに設置したこのベルトコンベアで輸送船に積み込んでいる。ベルトコンベアの上部には亜鉛引きのカバーを付けてるとともに、船への積み込み部分の投入部にはシュートをつけて、土壌の飛散防止に努めている。

○住民側

- ・11月3日の搬出に立ち合わせてもらった。ベルトコンベアの運搬能力は、1時間当たり200トンを想定していたということであり、昼ごろには600トンの搬出が終了する予定であったが、残念ながら、その倍ぐらいの時間を要し、後日ベルトコンベアの不具合について調整するということであった。
- ・既にベルトコンベアの調整はされたと思うが、それを確認するためには、実際に積み込みをしてみないと分からない。ホイロローダーからホッパーに投入する際に、大きな塊があって、それがベルトコンベアの繋ぎ目で徐々に雪だるま式に溜まり、動きが悪くなって、能力が発揮できなかったということであるが、その後、対策を講じて、今回は確認のみになっているのか。

○県側

- ・11月3日に工事完了検査等を兼ねて運転したが、その際に不具合があった箇所については、それぞれ手直しを指示して改善させている。これについては、12月11日に確認をして、引渡しを受けたところである。
- ・主なものとしては、ベルトコンベアの繋ぎ目で泥が溜まったということで、泥のすべりをよくするためのものを内側に張り付けたり、一番最後の投入するベルトコンベアで上下するところがあったが、その手前の第三のコンベアと第四のコンベアの間で最も泥が詰まっていたので、機械を若干揺らすようなバイブレーターの装置を取り付けて、詰まりを防止している。また、それぞれのコンベアで若干飛散が見られた部分に関しては、そのようなことがないようにゴムライニング等を利用するなどの措置を講じたので、当然、次回の搬出の際には、そのあたりを確認することとし、請負業者にももちろん立ち会いを依頼することとしている。

○岡市会長

- ・この件に関しては、鈴木委員に立ち会っていただいたが、委員から何か意見はあ

ったか。特に問題はないということか。

○県側

- ・特段のご意見はなかったが、当日の問題点に関しては、対応をお願いしたいとお聞きした。

○住民側

- ・最後のコンベアで上下するところがあるが、そこに泥が詰まって、最終的にどうしたかという、作業員がバールを持って行って突いた。そして、粉碎して搬出した。おそらくその辺りのことも十分検討されたと思うが、次回の積込みに活かされると思う。今後、何回も搬出すると思うが、とにかく汚染土壌が海に落ちないように、きちんと搬出していただきたい。

○県側

- ・ご指摘のとおり、11月3日に搬出した土壌は、長い間フレコンバッグに詰めて保管していたこともあり、ベルトコンベアで詰まってしまった。少し条件が悪かった。今後は、掘削し、仮置きした後に搬出するので、11月3日の土壌の状態よりは良くなると思っているが、県は1時間当たり200トン運搬できるように業者に発注しているので、1時間当たり200トンの運搬能力がきちんと確保できるよう、さらには飛散を防止していくよう進めてまいりたい。

○岡市長

- ・今後は、掘り出した土壌を仮置きして、このベルトコンベアで積み込む際には、想定した状態とは少し異なる場合もあることを考えなければならないと思われるので、その辺りは十分ご注意ください。植田会長代理、今までの話で特に何かあるか。

○植田会長代理

- ・特にはない。印象的なことだけであるが、進行管理というのは、やはり決めたことを着実に進めることに加えて、新しい事態が生じたときに、的確に対応するという両面がある。的確に対応するというのは、手続き的な側面もあるし、技術的な側面もある。雨が大量に降るなどの自然的なこともあるし、また、ドラム缶が新たに次々見つかるという困難だと思われることが起こってくるので、ぜひよろしくをお願いしたい。

(6) 事業の進行管理について（豊島住民提出議題）

○住民側

- ・本日既に説明されたこともあるので、補足しながら問題提起というか、処理事業の進行管理をきちんとしていただきたいという観点から意見を述べたい。
- ・処理対象の総量は約9万1千トンであるが、昨年11月末現在の処理量は6万4千5百トン、本日の説明によると、12月末現在で6万5千3百トンの処理が終わり、総量に対して無害化処理が終了した割合は71.7%となっている。全体計画に対する実施率は、93.5%である。
- ・公害調停の無害化処理期限が平成28年度末であることから、2017年3月末となる。現在、2014年の1月であるから、残り3年と2カ月である。処理

開始が平成15年、2003年の9月であるから、10年かかって約72%しか処理できていない。1年当たり約7%ずつしか処理が進んでいない計算である。このペースで残り3年処理が進むとすれば、約20%しか処理できず、約95%の処理割合で期限を迎えることになってしまうので、処理量をさらにアップしなければいけない。直下土壌の処理がこれからだということであるが、直下土壌を掘削しようすると、まずその上に投棄されている廃棄物を処理しないと直下土壌を掘削できないので、進行管理をきちんとしていただきたい。

- ・特にこの1年間を見ると、説明があったとおり、B測線とC測線、2測線と3測線の間の50m四方から、内容物の入ったドラム缶が約750本掘り出されている。まだ相当程度埋まっていることも考えられるし、そのほか約5,000m³の土壌主体廃棄物が処分地内に積み上げられている。混合面を移動したり、掘削場所を決定する際に、このようなドラム缶や土壌主体廃棄物を移動させなければならない。また、熔融処理ができないコンクリート殻等が掘り出され、それらは現場に積み上げられている。
- ・今後、このまま放置されていくと、シュレッダーダスト主体の可燃性の廃棄物が少なくなって、土壌主体廃棄物が多くなる。そうすると、今まで可燃物と土壌主体廃棄物との比が65:35だったのが、どんどん変化し、熔融しやすくするために、熔融助剤である炭酸カルシウム、石灰、水酸化カルシウム等の薬品の使用量が増加することが見込まれる。
- ・ところが、今まではフェリーを使ってトラックで岡山方面から運んできたが、去年4月から1日8便あった宇野-豊島間のフェリーが4便に減便され、輸送に限界が出てきた。
- ・このような事態の中、公害調停で合意した期限内に無害化処理をするためには、先ほども植田会長代理から話があったように、進行管理が必要となってくる。まず、県では組織、人員等の体制を強化していただき、事業が期限内に終わるよう努力していただきたい。
- ・残り3年の間に、計画外の、想定していないような事態が起こらないとも限らない。この間、管理委員会は年3回、7月、12月、3月に定期的に開催されてきたが、審議事項や追加の検討事項等に迫られていること、また決定の機動性、短い期間で検討して決定する、又は実行に移すことが必要となってくる。
- ・そのために管理委員会の定期開催の回数を増やしていただきたい。このことに関しては、これまでも何度か管理委員会において、住民側の意見として提出してきたが、処理協議会の場においても正式に要望というか、意見として提出したい。
- ・処分地の排水・地下水等の問題については排水・地下水等対策検討会が開催されているが、最終的には管理委員会で決定することとなっているので、そのような意味では、管理委員会の開催回数を増やしていただいて、きちんと事業が期限内に終わるようにしていただきたいということを申し上げたい。

○県側

- ・おっしゃるとおり残り3年となったことから、様々なことに本当に的確に、タイムリーに処理していかなければならない、非常に大切な時期を迎えたのだろうと

思っている。

- ・県の組織・人員については、管理委員会等の挨拶で私も県政の最重要課題の一つであると言っているが、香川県庁の場合、知事部局2，800人体制ということで、全都道府県の中で一番少数で取り組んでいる。しかし、この豊島事業については、資源化・処理事業推進室を設置し、また直島環境センターを設置し、平成23年度も平成24年度も必要に応じて増員してきたところであり、最後までそのようにきちんと対応してまいりたいと考えている。
- ・管理委員会については、設置要綱では年に2回以上開催すると規定され、現在、年に3回開催している。それとは別に、排水・地下水の問題や直下土壌の問題等、個別の喫緊の問題に対しては、排水・地下水等対策検討会で審議していただくよう、これまで年1、2回の開催であった排水・地下水等対策検討会を平成24年度は6回、平成25年度は5回と、数多く開催し、その議論の内容は全て、永田委員長をはじめ各委員に逐次報告してきたが、なお、本日のご要望等については、永田委員長にその趣旨をお伝えして、検討していただきたいと考えている。

○岡市長

- ・なかなか難しい問題であるが、県も努力していると思う。私も排水・地下水等対策検討会の委員であり、中杉座長ができるだけ永田委員長と連携しながら進めたいと言っているのを聞いている。住民側が管理委員会の定期開催をあと1回でも増やして欲しいという気持ちはよく分かる。そのことは県を通じて、永田委員長にお伝えいただき、管理委員会において了承していただければ、今年度は難しいかもしれないが、来年度以降どうするか、考えていただけたらと思う。
- ・問題なのは、フェリーが減便になったことであり、確かに管理委員会としても頭を抱えると思う。また考えさせていただきたい。

(7) 国立公園の特別地域の原状回復について（豊島住民提出議題）

○住民側

- ・資料6-1については、1月時点での現場、南側の中央部である。かつてここに6,000m³以上の廃棄物があったものを移動させた。
- ・資料6-2は、上部の地図の部分に、下部の写真のように見学者用の階段を設置し、通路としている。そして、そこに吹き付けをして植栽をした。2001年ごろのことである。
- ・資料6-3は、南側全体の略図であり、全体が国立公園の特別地域になっている。
- ・資料6-4は、赤く塗っているのが現場南側の道路の北側部分である。ここは、特別地域の中で、豊島住民が自治会として所有しているところであるが、青い線は、かつてそこに産業廃棄物が6,000m³以上あったので、それを撤去して完了判定するために、県が地上権を設定した場所との境界線である。
- ・資料6-5は、道路から南側、海に通じる部分であり、ここも特別地域ではあるが、地上権を設定していない。
- ・豊島の産業廃棄物不法投棄現場は、瀬戸内海国立公園の内であって、特に現場南側は、風致を維持するために国立公園の特別地域に指定された所である。かつて

この特別地域に6,000㎡を超える産業廃棄物が投棄されて、2000年から始まった処理事業により、2001年までには当該産業廃棄物は移動され、土壌の完了判定、見学者用の階段が設けられ。それから10年余が経過して、国立公園特別地域はかつて業者が破壊したところに植樹等したが、本来の美しい姿、国立公園の姿は取り戻せていない。

- ・そこで、国立公園の姿を元の状態に戻すべく、2013年4月から、ボランティアや豊島住民一体となって、かなり目立っていたこの地域の枯れ松を伐採・除去しているところである。今後もずっとこのような形を進めて、豊島の誇りである地域でもあるので、景観植生、生態系等、国民共有の財産である瀬戸内海国立公園にふさわしいものにしたいと考えている。今後、オリーブ基金、あるいは一般のボランティアと協力してこのような作業を継続し、廃棄物等の撤去が終了する2017年3月の時点では、少なくともこの辺りだけでも元の状態にほぼ近いものに戻したいと思っているので、県にもご理解の上、ご協力をお願いしたい。

○県側

- ・地上権を設定しているところもあるが、相談しながら、協力していきたいと思っているので、よろしく願います。

○岡市会長

- ・この地域の植栽について、国立公園法等で指定されているわけではないのか。

○住民側

- ・決して、勝手にやっていない。高松市や岡山市にある環境省の出先事務所にも相談して、7月、8月にはそれらの職員にも現場を見ていただいた。また、専門家にも、かつてここがどのような植生だったのかということも確認していただいた。1934年に全国で初めて、この辺りが国立公園に指定された。今年3月16日に指定80年になることから、本来の姿に戻していこうと頑張っている。2017年3月が一区切りとなるので、少なくともそれまでには、ここの場所だけでも元の姿に戻したいと思っている。かつて、2000年6月6日に調停条項に合意した真鍋知事が、豊島から環境を、と言ってオリーブを植え、記念碑を建ててくれた。まさにそのように、少なくとも2017年3月には、ここだけでも本来の姿に戻したいと考えている。どうぞ、ご理解とご協力をお願いしたい。

○住民側

- ・要は、写真に掲載されているような外来植物がたくさん生えているらしい。オリーブ基金等も使いながら、費用はそれらから出してもらって、これらを撤去して、以前の状態に戻すという作業をする。ただ、県に理解と協力というのは、地上権が設定されているので、そのような作業をするために使わせて欲しいと、そのような意味であるので、ご理解願いたい。

○岡市会長

- ・今、住民側から説明があったように、瀬戸内海沿岸の様々な場所が国立公園になっているということが、実はあまり知られていない。私が教鞭をとっていたときの学生実習の際に、よく「君たちは国立公園の中で実習しているんだよ」と言うと、学生が「どこですか」と言っていた。だから、全体に、瀬戸内海沿岸の人た

ちの認識も得ながら、今、両協議会員が発言したような問題を、県も環境省と相談しながら改革していければ、なお結構だと思っている。外来植物がどんどん侵入している現状ではあるが、それを全部元に戻せるかどうかは、また次の問題として、少なくともそれを一つの目標として進んでいきたいと私も考えている。植田会長代理、何かあるか。

○植田会長代理

- ・進行管理の点で、この最後の話も進行管理と関わっていたと思うが、岡市会長の話では、胸突き八丁に来ているということで、かなり時間的な見通しも持ちながら、時間を意識して管理していくという観点が少し大事になってきたかなと思う。最初の時点だと、どれぐらい時間がかかるのか分からないが、そのようなことではなくて、次の見通しまで含めて考えようということになっていると思うので、そこを意識することが必要である。
- ・しかし、先ほど申し上げたように、様々なことが起こってくる可能性もあるので、何よりもコミュニケーションをよくしていただき、新しい事態が起こった場合にも的確に対応できるようにしていくことが大事かと思った。
- ・その際に、可能な限り広い方々にその意識を持ってもらうことがとても重要である。専門家としてご参加いただいている委員会の委員にも、そのような意識を持っていただいたり、最後の話であれば、住民の方々やこの観点で関わっている専門家の方々にもそのような意識を持っていただく。あるいは環境省の出先の方々にも意識を持っていただくということだと思うので、可能な限り広く共感を得ながら、この事業を進行管理していくことがとても重要だと思ったので、その点を重視していただければと思った次第である。ありがとうございました。

○岡市会長

- ・ありがとうございました。これからこの処理協議会が何回開催されるか分からないが、植田会長代理から極めて直接的というか、きついお言葉でもかまわないので、様々な発言をいただき、豊島廃棄物等の処理が円滑に進むように、私も努力していきたいと思う。この点については、県側も今後ともよろしく願います。

○住民側

- ・一通り審議が終わって、改めて廃棄物等の処理の進捗を確認をしたい。処理量に関して、特に熔融処理について、処理実績の計測方法は、当然、これは炭酸カルシウムを含む処理実績か。処理計画も炭酸カルシウム、融点降下剤込みの量か。

○県側

- ・炭酸カルシウムの量は、計算により除外している。よって、廃棄物等の処理量である。

○住民側

- ・そうすると、当然、91万1千トンという量は、測定の結果によるものなので炭酸カルシウムは除外されている。そうすると、これも処理前の総量ということになる。そうであるとすれば、熔融炉は機械設備であるから、受け入れする総量的には限度があるであろうから、今後、廃棄物中の土量が圧倒的に増えることにな

ると、相対的にはどうしても廃棄物等の処理量が落ちる傾向にあるのかなと思う。計算すれば分かる話であるが、これまで次々と土壌と廃棄物の比率を変えてきた。その際に、融点降下剤の比率もある程度変わってきたのではないかと思うが、現時点では、溶融量に対して何%ぐらい混ぜているか。

○県側

- ・土壌比率を変えてきたのかという質問であるが、40%の前半から現在は48%として溶融するよう設定している。その間にかけては、特に溶融助剤を大幅に増やしたということはない。現状では、正確な数字ではないが、溶融助剤の量は約1割としている。

○住民側

- ・溶融助剤が現状10%で、それを大幅に増やすとなると、それなりに溶融処理するペースに影響が出るものなのかなという前提で、処理してみないと分からないことではあるが、確認させていただいた。

○岡市会長

- ・よろしいか。それでは、第32回豊島廃棄物処理協議会をこれで終わらせたいと思う。長時間、どうもありがとうございました。

以上の議事を明らかにするために、本議事録を作成し、議長及び議事録署名人が署名・押印した。

平成26年3月23日

議事録署名人

議 長 岡 市 友 利

協議会員 山 本 彰 治

協議会員 木 村 士 郎